

2019年度 事業計画

(2019年4月1日～2020年3月31日)

当連合会は、表示規約及び景品規約（以下「公正競争規約」という。）の認定を受け、各地区不動産公正取引協議会（以下「会員協議会」という。）が、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供、不動産広告に対する信頼性の向上及び不動産取引の公正化を図ることを目的に、公正競争規約の積極的な普及啓発及び適正な執行を両輪とする事業を遂行することにより、住宅・不動産市場における需要喚起の一助となるよう努める。

また、当連合会は、会員協議会とともに、消費者庁等による支援を受けながら、事務局長会議（幹事会）等、あらゆる機会を捉えて、会員協議会間で緊密な連携のもと必要な事項を協議・検討し、会員協議会が公正競争規約の公正・中立な運用機関として円滑、かつ、効果的に事業が遂行できるよう指導、助言及び協力を行うなどにより、次の事業を進めて行くこととする。

1 表示規約の改正

昨年度、幹事会等の場において取りまとめた表示規約の改正案について、消費者庁及び公正取引委員会の指導を仰ぎながら、当連合会の総会において承認を得て、速やかに変更の申請を行うよう努める。

2 関係官庁・団体からの情報の収集・提供等

(1) 公正取引委員会及び消費者庁との連携

会員協議会における定款や公正競争規約に関連して策定する規程の承認、運用基準等の届出、措置報告に関して消費者庁及び公正取引委員会との間の窓口になるとともに、緊密な連携を図り、その指導内容を伝達するほか、これにより収集した情報や資料等については速やかに提供する。

(2) 国土交通省及び一般社団法人全国公正取引協議会連合会との連携

当連合会及び会員協議会の事業と密接に関連する政策執行を行う国土交通省、一般社団法人全国公正取引協議会連合会とも緊密な連携を図り、収集した有益な情報についても速やかに提供する。

3 公正競争規約の公正・中立な運用機関としての体制確立

会員協議会が、公正・中立で透明性の高い公正競争規約の運用機関として適正

に機能するよう、適宜、関係行政機関の指導のもと、必要な指導及び助言を行い、その運用・執行体制の確立に協力する。

また、会員協議会が、その目的とする事業を遂行するため、不動産情報サイト運営会社、広告会社等を賛助会員として加入いただくよう協力する。

4 公正競争規約の周知徹底

(1) 公正競争規約の普及啓発

「不動産の公正競争規約」、「不動産広告ハンドブック」を配布又は頒布するほか、会員協議会の構成団体が発行する会報誌等に記事掲載の依頼や、会員協議会又は構成団体等が実施する加盟事業者、広告会社、不動産情報サイト運営会社、一般消費者向け各種の研修会、これらの者からの相談等あらゆる機会を捉えてその普及・啓発に努めるとともに、記事掲載の依頼文例、違反事例、相談事例等の作成を行うなどの協力を行う。

また、一般消費者向け小冊子「不動産広告あらかると」を一般消費者に広く配布するよう会員協議会に働きかける。

(2) ホームページにおける広報

ホームページに、公正競争規約の全文や、当連合会の概要、活動状況等を掲載しているが、これらの内容を更に充実させるとともに、会員協議会のホームページと相互にリンクを貼ることにより、違反事例や相談事例等も紹介し、加盟事業者、広告会社、不動産情報サイト運営会社、一般消費者等の理解を深めるよう努める。

5 公正競争規約等の解釈の統一・措置区分等運用の整合化

会員協議会において、公正競争規約の解釈及び運用に疑問等のある事項については、意見交換を行うなどして、その明確化に努め、公正競争規約の統一的・効果的・効率的な運用に資することとする。

また「違反調査等事務処理規程」に基づき、会員協議会が事案に対して適切な措置を講ずるよう、助言を行うなど積極的に協力する。

6 インターネット広告の適正化

ポータルサイト広告適正化部会（以下「ポータル部会」という。）及び他のポータルサイト運営会社・団体と連携して実施されている「一定期間の掲載停止」、並びに部会と連携して実施されている「調査権限の一部委託」及び「一斉調査」等について、これらの施策が未実施の会員協議会が、これを実現できるよう助言を行うなど積極的に協力する。

また、首都圏協議会に設置されているポータル部会は、近畿地区、九州、東海及び中国地区の各協議会とも定期的な意見交換、掲載停止施策の実施、研修会の

話者依頼がある等、その役割が全国的に広がっていることから、部会を当連合会の基に移行することの是非について、事務局長会議（幹事会）やポータル部会との意見交換等の場において協議・検討することとする。

7 公正競争規約研修会講師の育成の協力

8 通常総会や事務局長会議（幹事会）等に要する費用の見直し、規模等の縮小の検討

9 一般社団法人全国公正取引協議会連合会の会費負担の見直し

会員協議会がそれぞれ会員となっている同連合会の会費について、現行の額が決定された経緯等、曖昧な部分が多いことから、事務局長会議（幹事会）等の場において、見直しを行うこととする。